

鈴鹿市立図書館条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第26号

鈴鹿市立図書館条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 館内利用（第4条・第5条）

第3章 館外利用

第1節 個人貸出し（第6条—第11条）

第2節 団体貸出し（第12条—第14条）

第3節 配本事業（第15条）

第4章 複写利用（第16条・第17条）

第5章 寄贈及び寄託（第18条—第20条）

第6章 施設使用（第21条—第25条）

第7章 図書館協議会の運営（第26条・第27条）

第8章 補則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鈴鹿市立図書館条例（平成27年鈴鹿市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 図書館（条例第1条に規定する図書館をいい、条例第2条第3項に規定する分館（以下「分館」という。）を含む。以下同じ。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（1） 金曜日

- (2) 第1火曜日（1月を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで
- (4) 7日以内の期間で市長が定める期間
(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1項に規定する鈴鹿市立図書館（以下「本館」という。）
次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる時間
ア イに掲げる日以外の開館日 午前9時から午後7時まで
イ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
に規定する休日 午前9時から午後5時まで

- (2) 分館 午前9時から午後5時まで

2 前項第2号の規定にかかわらず、ギャラリー（条例第2条第4項に規定するギャラリーをいう。以下同じ。）を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の開館時間及び前項の時間を変更することができる。

第2章 館内利用

(館内閲覧)

第4条 図書館における資料の閲覧は、利用手続を必要としない。ただし、貴重資料、書庫の資料等の閲覧は、職員に申し出て、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第5条 図書館において資料を閲覧しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 資料の閲覧は、所定の場所で行うこと。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。
- (2) 館内及び施設周辺では、喫煙しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が指示した事項

第3章 館外利用

第1節 個人貸出し

(貸出しを利用できる者の資格)

第6条 館長は、次に掲げる者に資料を貸し出すことができる。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に認めた者

(貸出しの手続)

第7条 資料の貸出しを利用しようとする者は、あらかじめ利用者登録票(第1号様式)により申し込み、貸出カード(第2号様式)の交付を受けなければならない。

- 2 貸出しを利用する者(以下「利用者」という。)は、資料の貸出し及び返却の都度、所定の手続を経なければならない。
- 3 利用者は、利用者登録票の記載事項に変更が生じ、又は貸出カードを紛失したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。
- 4 貸出カードは、他人に譲り、又は貸してはならない。
- 5 貸出カードに起因する事故が生じた場合は、利用者は、その責任を負わなければならない。

(貸出しの制限)

第8条 次に掲げる資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が公用又は調査研究のため特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 地方行政資料
- (4) 辞典、事典、地図、目録その他これらに類するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出しが不適当な資料

(貸出しの点数及び期間)

第9条 貸出しの点数は次のとおりとし、貸出しの期間は14日以内とする。

ただし、館長がやむを得ない理由があると認めたときは、その点数及び期間を別に指定することができる。

- (1) 本館において1人同時に5点以内

(2) 分館において1人同時に5点以内

(3) 公民館等配本事業において1人同時に5点以内

(返却の督促)

第10条 館長は、利用者が前条に規定する貸出しの期間を経過しても資料を返却しないときは、当該利用者に対し、当該資料の返却の督促を行うものとする。

(貸出しの停止)

第11条 館長は、利用者が前条の督促に応じないときは、当該利用者に対し、当該資料の返却があるまで貸出しを停止することができる。

第2節 団体貸出し

(貸出しを利用できる団体の資格)

第12条 館長は、第6条各号に掲げる者のほか、市内の団体で相当と認めたものに資料を貸し出すことができる。

(団体貸出しの点数及び期間)

第13条 貸出しを利用する団体への貸出しの点数は、1団体同時に50点を超えない範囲で、団体構成員1人につき5点以内とし、貸出し期間は、30日以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、その期間を短縮することができる。

(準用)

第14条 第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、団体への貸出しについて準用する。この場合において、第7条第1項中「利用者登録票（第1号様式）」とあるのは「利用団体登録票（第3号様式）」と、第10条中「前条」とあるのは「第13条」と読み替えるものとする。

第3節 配本事業

第15条 図書館は、鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）第2条の公民館その他指定する施設に資料を配本するものとする。

2 前項の施設のうち、館長は、指定する施設において、第6条各号に掲げる者に対し、配本した資料の貸出しを行うことができる。

第4章 複写利用

(利用の申込み)

第16条 資料の複写を求めるものは、職員に、実費を添えて申し込まなければならない

ない。

(複写の制限)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、複写の申込みに応じない。

- (1) 図書館が所蔵する資料以外の資料の複写を求める場合
- (2) 著作権侵害のおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が不相当と認めた場合

第5章 寄贈及び寄託

(手続)

第18条 図書館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、その旨を館長に申し出るものとする。

(受入れ及び取扱い)

第19条 前条の規定により寄贈の申出があった資料のうち、館長が適当と認めたものは、資料として受け入れることができる。

2 寄贈された資料には、寄贈者の氏名を記入することができる。

第20条 第18条の規定により寄託の申出があった資料のうち、館長が適当と認めたものは、資料として受け入れることができる。

2 寄託された資料が火災その他不可抗力による損害を受けたときは、図書館はその責任を負わない。

3 寄託された資料は、寄託者の請求によりその都度返却する。

第6章 施設利用

(使用の申請)

第21条 条例第5条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、鈴鹿市立図書館施設使用許可申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の図書館の施設には、設備を含むものとする。

(使用の許可)

第22条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは鈴鹿市立図書館施設使用許可書（第5号様式）を、不相当と認めたときは鈴鹿市立図書館施設使用不許可決定通知書（第6号様式）を交付するものとする。

2 許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用の変更及び取消し)

第23条 条例第7条に規定する使用者（以下「使用者」という。）は、許可された事項の変更又は取消しをしようとするときは、鈴鹿市立図書館施設使用許可（変更・取消し）申請書（第7号様式）に当該使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を検討し、適当と認めるときは、鈴鹿市立図書館施設使用許可（変更・取消し）通知書（第8号様式）により使用者に通知するものとする。

第24条 市長は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したときは、前条第2項の通知書により使用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第25条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく館内に貼り紙、ピン打ち、釘打ち、テープ貼り等をしないこと。
- (3) 館内を不潔にしないこと。
- (4) 飲食は、所定の場所で行うこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 管理上の必要な指示に従うこと。
- (7) 使用が終わったときは、施設及び設備を原状に回復すること。

第7章 図書館協議会の運営

(会長)

第26条 条例第13条第1項の鈴鹿市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第27条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 補則

第28条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

利用者登録票 鈴鹿市立図書館

		No.	1在住 2在勤 3在学	
フリガナ		性別	フリガナ	
氏名			未成年者の 保護者氏名	
住所			生年月日	
自宅電話		携帯電話		
メールアドレス			図書館記入欄	

※市内在住でない方は、下記も御記入ください。

勤務先名称		勤務先電話	
勤務先住所			
学校名			
帰省先住所			

確認
受付場所
登録日

第2号様式（第7条関係）

貸 出 カ ー ド

開館時間
鈴鹿市立図書館

江島分館

休館日

- 本を借りるときは、必ずこのカードをお持ちください。
- このカードを他人に貸してはいけません。
- このカードを無くしますと本が借りられませんので、大切にしてください。
- このカードを拾った方は、図書館に届けてください。

鈴鹿市立図書館
鈴鹿市飯野寺家町812番地
Tel 3 8 2—0 3 4 7

江島分館
鈴鹿市中江島町3番27号
Tel 3 8 7—0 6 6 5

第3号様式（第14条関係）

利用団体登録票 鈴鹿市立図書館

No.

フリガナ		構成員数
団体名		
団体の所在地又は 代表者の住所		
団体の電話番号又は 代表者の電話番号		
フリガナ		
代表者名		
団体の目的		
団体の活動 (事業など)		

フリガナ	
申請者名	
申請者の電話番号	
フリガナ	
担当者名	
担当者の電話番号	

図書館記入欄

申請者の確認
受付場所
登録日

※太線の中を御記入ください。

第4号様式（第21条関係）

鈴鹿市立図書館施設使用許可申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者）
電話番号

図書館の施設を使用したいので、鈴鹿市立図書館条例施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 使用目的	<input type="checkbox"/> 施設見学 <input type="checkbox"/> その他	
2 使用日時	年 月 日 曜日 時 分から 年 月 日 曜日 時 分まで ※使用時間区分には、準備及び後片付けを含みます。	
3 使用施設	本館	<input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> ロビー
	分館	<input type="checkbox"/> ギャラリー
4 使用設備	<input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> その他（ ）	
5 使用予定人員	施設見学	年生 人 引率者 人
	その他	人
6 使用中の責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	
7 備考	施設見学	図書館職員による案内 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	その他	

※ 図書館記入欄			備考
江島分館 ギャラリー	使用料	円	
	冷暖房使用料	円	
	使用料受領日	年 月 日	
許可書番号	第	号	

第5号様式（第22条関係）

（表）

鈴鹿市立図書館施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました図書館の施設使用について、鈴鹿市立図書館条例第5条の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号	第 号		
2 使用目的	<input type="checkbox"/> 施設見学 <input type="checkbox"/> その他		
3 使用日時	年 月 日 曜日 時 分から 年 月 日 曜日 時 分まで ※使用時間区分には、準備及び後片付けを含みます。		
4 使用施設	本館	<input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> ロビー	
	分館	<input type="checkbox"/> ギャラリー	
5 使用設備	<input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> その他（ ）		
6 使用料 (江島分館)	使用料 区分	金額	備考
	ギャラリー	円	
	冷暖房	円	
	使用料合計	円	
7 使用料受領日	年 月 日		
8 使用許可の条件	※ その他裏面記載のとおり		
9 備考			

(裏)

図書館の施設使用に当たって

- 1 使用開始前に、この許可書を図書館に提示してください。

ギャラリーの使用時間区分	午前	午前9時から正午まで
	午後	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後5時30分から午後9時まで
	全日	午前9時から午後9時まで

- 2 使用者は、次の事項を守ってください。

- (1) 館内で喫煙したり、火気を使用しないでください。
- (2) 許可なく館内に貼り紙、ピン打ち、釘打ち、テープ貼り等をしないでください。
- (3) 館内を不潔にしないでください。
- (4) 飲食は、所定の場所で行ってください。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- (6) 許可を受けた場所以外の場所や、許可を受けた設備以外のものを使用しないでください。
- (7) 管理上の必要な指示に従ってください。

- 3 次の事項に該当するときは、使用の許可の効力を停止し、又は使用許可の取消しをすることがあります。

- (1) 使用許可申請書に偽りの記載があったとき。
- (2) 使用許可の目的を変更し、又は付された条件に違反したとき。
- (3) 施設や設備などを破損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (4) 管理上、支障があると認められるとき。
- (5) 関係条例や規則に違反したとき。
- (6) その他図書館長が不相当と認めるとき。

- 4 使用中に施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければなりません。

- 5 使用が終わったときは、施設や設備を元どおりに戻してください。

第6号様式（第22条関係）

鈴鹿市立図書館施設使用不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました図書館の施設使用については、次の理由により不許可としましたので、鈴鹿市立図書館条例施行規則第22条第1項の規定により通知します。

1 使用目的		
2 使用日時	年 月 日 曜日 時 分から 年 月 日 曜日 時 分まで	
3 使用施設	本館	<input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> ロビー
	分館	<input type="checkbox"/> ギャラリー
4 許可しない理由		
5 備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第7号様式（第23条関係）

鈴鹿市立図書館施設使用許可（変更・取消し）申請書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者）
電話番号

年 月 日付け第 号で許可のありました図書館の施設使用について、鈴鹿市立図書館条例施行規則第23条第1項の規定により、次のとおり（変更・取消し）を申請します。

1 許可番号	第 号			
2 申請理由	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し			
3 変更内容	<input type="checkbox"/> 使用日	年 月 日 曜日		
	<input type="checkbox"/> 時間区分	時 分から 時 分まで		
	<input type="checkbox"/> 使用施設	本館	<input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> ロビー	
		分館	<input type="checkbox"/> ギャラリー	
	<input type="checkbox"/> 使用設備	<input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 一部取消			
<input type="checkbox"/> その他				

※当初の図書館施設使用許可書を添付してください。

図書館記入欄		変更前	変更後
江島分館 ギャラリー	使用料	円	円
	冷暖房使用料	円	円
	納入済額	円	円
	使用料受領日	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 還付額 <input type="checkbox"/> 不足額 <input type="checkbox"/> 充当額		円
許可書番号	第 号	第 号	

第8号様式（第23条、第24条関係）

鈴鹿市立図書館施設使用許可（変更・取消し）通知書

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

年 月 日付けで申請のありました図書館の施設使用について、次のとおり（変更・取消し）しましたので、鈴鹿市立図書館条例施行規則第23条第2項（第24条）の規定により通知します。

1 変更許可番号	第 号			
2 理由	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し			
3 処分の理由				
4 変更内容	<input type="checkbox"/> 使用日	年 月 日 曜日		
	<input type="checkbox"/> 時間区分	時 分から 時 分まで		
	<input type="checkbox"/> 使用施設	本館	<input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> ロビー	
		分館	<input type="checkbox"/> ギャラリー	
	<input type="checkbox"/> 使用設備	<input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 一部取消			
<input type="checkbox"/> その他				
5 使用料	変更後	円		
	納入済額	円	年 月 日	付け納付
	<input type="checkbox"/> 還付	円	年 月 日	付け還付
	<input type="checkbox"/> 不足	円	年 月 日	付け納付
	<input type="checkbox"/> 充当	円	年 月 日	付け充当
6 備考				

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。